

平成27年度食品表示合同監視実施要領

1 目的

食品の表示は、食品の安全性に対する消費者の信頼を確保するために重要な役割を担うことから、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（2期計画）」に基づき、食品表示の適正化の推進を図るため、食品関連事業者に対して、関係機関が連携して監視指導を実施する。

2 実施方針

食品表示に係る法律を所管する関係機関が合同で立入調査を行い、食品表示を点検し、不適正な表示品の排除及び表示の適正化に努める。

併せて、新たな制度である食品表示法について周知する。

(食品表示に係る法律)

(1) 食品表示法 衛生事項（旧食品衛生法）及び品質事項（旧JAS法※）

※農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

(2) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

3 関係機関

国：農林水産省関東農政局宇都宮地域センター、同大田原地域センター

県：各健康福祉センター、各農業振興事務所、くらし安全安心課

市：宇都宮市保健所

4 実施期間

平成27年8月及び12月（平成27年度栃木県食品表示適正化強化月間）

5 実施方法等

(1) 監視指導班の編成

県内を11地区に分割し、地区単位に関係機関の職員による監視指導班を編成する。なお、各地区については、別紙のとおりとする。

(2) 対象施設

食品販売店、農産物直売所、物産店等とし、地区ごとに対象施設を選定する。

(3) 調査方法

別添「食品表示合同監視実施マニュアル」に基づき実施する。

(4) 実施回数及び調査施設数

① 実施回数は、別紙に定める地区ごとに、原則、8月に1回、12月に1回、合計2回行うこととする。

② 1回の監視では、別紙の目安店舗数を参考に施設調査を行う。

6 結果の報告及び公表

(1) 監視結果については、別添「食品表示合同監視実施マニュアル」の調査票に記入し、県生活衛生課長へ報告する。

(2) 県生活衛生課長は、監視結果をホームページ上で公表する。